第明治三十五種郵便物認可

平成２８年（フ）第６１０号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北３丁目７番７号
破産者　安枝金属こと　安枝　眞澄
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
奈良県宇陀市榛原山辺三1693番地の２
破産者　井上寿美子
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
奈良県桜井市大字西之宮287番地の18　101
破産者　南　　英樹
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地67番地９、旧住所徳島県徳島市応神町古川字井利ノ元69番地の１・徳島県徳島市応神町東貞方字貞光110番地
破産者　角瀬　誠治
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２０号
徳島県小松島市小松島町字今開７番地の５宮城マンション105、旧住所徳島県徳島市沖浜東３丁目60番地　アルファステイツ501号室
破産者　槇山　美樹
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５６号
福岡県小郡市津古567番地４　佐々木コーポ203号、前住所福岡県小郡市三沢3963番地１コンフォールメゾン301号
破産者　黒木　英一
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県指宿市十町2809番地　水玉利アパート２
破産者　馬場　朋子
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県南さつま市加世田川畑12046番地市営松坂団地204号
破産者　代美原順子（旧姓南田）
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２０１７号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番37―402号
破産者　鷲山　　諭
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５０号
札幌市東区北25条東７丁目１番３号　コーポ愛102号
破産者　若杉　秀明
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１７３号
札幌市東区本町２条５丁目３番10号　メイユールアリアムＡ103号
破産者　古田　義浩
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４２号
札幌市厚別区大谷地東５丁目16番２―303号
破産者　藤田　雅義
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２号
栃木県小山市大字西黒田543番地11
破産者　渡邉めぐみ
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２６２号
群馬県前橋市古市町１丁目30番地３　古市寮306号
破産者　仲松　雄一
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
群馬県沼田市下久屋町368番地４
破産者　倉品とし子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１０４６号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―503号
破産者　佐々木寛史
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
横浜市緑区長津田３丁目12番８―306号
破産者　大竹　由紀
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１０号
横浜市都筑区牛久保１丁目15番23号　男全テラス102、前住所横浜市都筑区中川中央１丁目28番21号　リブウェル401
破産者　佐野　知行
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係